

地域の取組を応援する 地域版ふるさと納税制度

返礼は“心のこもった”地域からのお便り



地域版ふるさと納税は、地域まちづくり推進委員会の取組を応援するものです。
寄附金は、直接、地域の活動に反映できるよう、返礼品を設けず、寄附金額（必要経費を除く）を地域に還元します。

お願い

地域まちづくり推進委員会の取組を応援し、寄附をいただく皆様へ

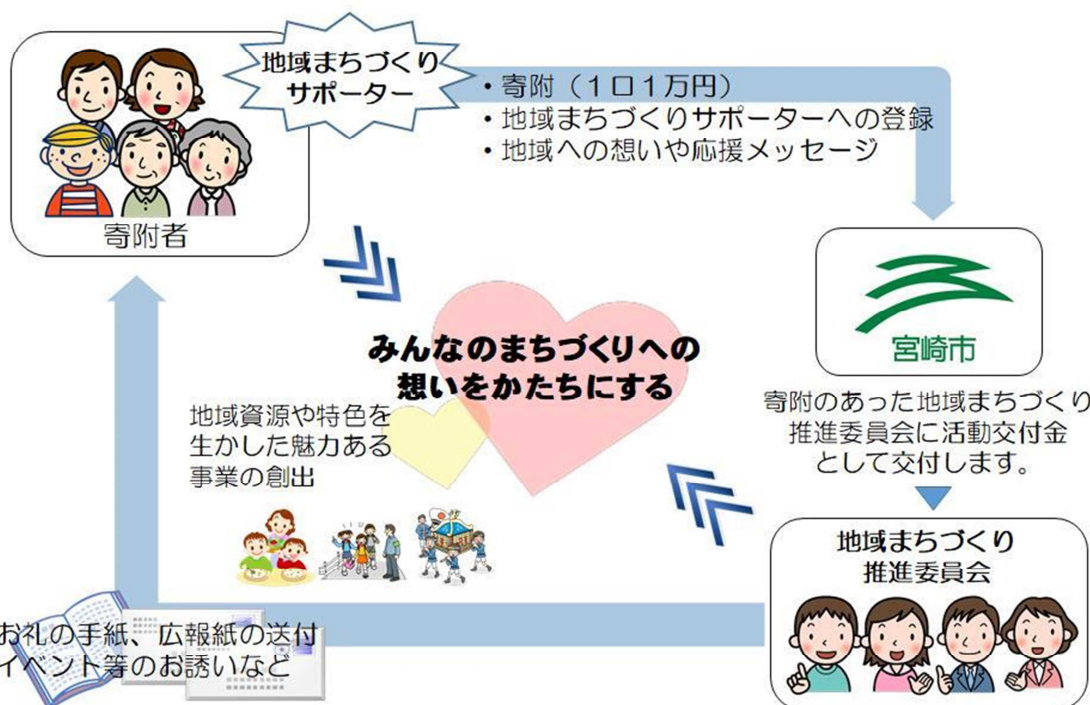
現在、市内では22の地域自治区で、27の地域まちづくり推進委員会が組織され、様々な分野で、活動に取り組みされており、宮崎市では、地域まちづくり推進委員会の活動を応援するため、「宮崎市地域まちづくりサポーター制度」を設けています。

サポーターには、登録された地域まちづくり推進委員会から、希望する事業への参加案内を行ったり、地域のイベントや行事、事業の案内など情報提供を行ったりしますので、地域とのかかわりをもつことができます。

※ 寄附をいただく際には、サポーターへの登録をお願いします。（登録は任意です。）なお、登録の際には、お名前、ご住所等が必要になりますが、地域まちづくり推進委員会からの情報提供以外に使用することはありません。

地域版ふるさと納税制度の流れ

【応援したい地域まちづくり推進委員会を指定】



寄附をするには

(1) 寄附の申し出

インターネット又は郵送（FAX）のいずれかをお選びいただけます。

【インターネット】

- 宮崎市ホームページの専用フォーム
<https://logoform.jp/form/HxnK/12334> に、
お名前、ご住所、ご連絡先、指定する地域まちづくり推進委員会、
地域への想いや応援メッセージ等の入力をお願いします。
- 地域まちづくりサポーターには、このフォームで登録（登録は任意です。）
できます。
- 申し出を確認後、市から振込用紙を送付します。



専用フォーム
QRコード

【郵送（FAX）】

地域コミュニティ課まで、ご連絡をお願いします。必要書類を送付いたします。

(2) 入金（郵便振替）

入金方法は、郵便局専用「払込取扱票」のみになります。

税額控除

ふるさと納税では、寄附金額の2千円を超える金額について、所得税やお住まいの自治体に納めている個人住民税の控除を受けることができます。
（税額控除額は、寄附者の所得額や寄附金額等によって異なります。）

寄附をいただく皆様には、応援したい地域まちづくり推進委員会を指定していただきます。

■寄附ができる地域まちづくり推進委員会（令和3年4月6日現在）

地域自治区	地域まちづくり推進委員会	地域自治区	地域まちづくり推進委員会
小戸	小戸まちづくり推進委員会	佐土原	佐土原小学校区地域づくり協議会
大宮	大宮地域まちづくり推進委員会		那珂小学校区地域づくり協議会
大塚	大塚地域まちづくり推進委員会		広瀬小学校区地域づくり協議会
櫛	櫛地域まちづくり推進委員会		広瀬北小学校区地域づくり協議会
大塚台	大塚台地域まちづくり推進委員会		広瀬西小学校区地域づくり協議会
小松台	小松台地域まちづくり委員会	田野	田野まちづくり協議会
赤江	赤江地域まちづくり推進委員会	高岡	高岡まちづくり委員会
本郷	本郷まちづくり推進委員会	清武	清武地域まちづくり協議会
青島	青島地域まちづくり推進委員会		加納地域まちづくり協議会
住吉	住吉地域まちづくり推進委員会		